



子どもの権利に関する情報紙

34号

Titti ちっち ちっ ちやいけど ちっ ちやくない



かわさき
子どもの権利
条例

子どもは、それぞれが一人の人間で、自分らしく生きる権利、人として尊重される権利があります。それは、子どももおとなも同じこと。

「Titti（ちっちやいけどちっちやくない）」は、そんな思いを込めて作っています。

11月20日はかわさき子どもの権利の日

もくじ

1面…11月20日は「かわさき子どもの権利の日」です 2～3面…子どもの権利学習のすすめ

4面…川崎市子どもの権利委員会の紹介・川崎市子どもの権利に関する行動計画について

11月20日は「かわさき子どもの権利の日」です

「かわさき子どもの権利の日」は、川崎市子どもの権利に関する条例第5条に定められています。

どうして11月20日なの？



11月20日は、国連が昭和29(1954)年に制定した「世界子どもの日」です。また、国連総会で昭和34(1959)年に「子どもの権利宣言」が、平成元(1989)年に「子どもの権利条約」が採択された日でもあります。

これらにちなんで、川崎の子どもたちが世界の子どもたちともつながれる記念日になるように、11月20日を「かわさき子どもの権利の日」と決めました。

どんなことをするの？



子どもの権利について市民のみなさまの関心と理解を深めるために、子どもの権利の日のつどいの実施や、子どもの権利に関連する講演会や学習会などの開催の他、市民団体が実施する事業の支援もしています。

また学校では、権利学習などに取り組んでいます。

● 子どもの権利の日事業についてはこちら ●

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-2-6-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



学校での権利学習などの取組を中面にてご紹介します。



子どもの権利学習のすすめ

子どもたちが“しあわせ”な生活を送るために



子どもの権利学習とは

「川崎市子どもの権利に関する条例」第7条には、「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。」とあります。川崎市では、子どもの権利についての学習を「子どもの権利学習」と呼んでいます。子どもが“しあわせ”な生活を送るために、権利学習は、子どもが「権利」を理解し正しく行使することを学ぶとともに、大人も子どもも自分の存在を肯定し、自信をもって生きることや他者を尊重して生きる姿勢を育みます。

コロナ禍で、人とのつながりが薄れていると言われていた今こそ、子どもの権利学習を通して、人と人が相手を一人の人間として認め向き合うために、大人も子どももともに「権利」について学び合っていくことが求められています。

川崎市立学校では、下のような学習資料を活用して「子どもの権利学習」に取り組んでいます。他にも、「かわさき共生*共育プログラム」「総合的な学習の時間」「特別の教科道徳」などを通じて、「子どもの権利」を学んでいます。



小学校1年生に配付
「かがやき」



小学校5年生に配付
「みんな輝いているかい」



中学校1年生に配付
「わたしもあなたも輝いて」



かわさき共生*共育プログラム

川崎市立学校で行われている3つの学習を紹介します

その① 小学校 低学年の子どもたちに

「どんなときにしあわせなのかな」

学習資料「かがやき」に掲載されている学校生活のイラストから、「しあわせ」に感じる場面を選びます。その理由とともに、友だちに伝えます。

「しあわせ」なときはどんなときか、友だちと考えます。

- ・友だちと笑いあっているとき
- ・友だちとがんばっているとき
- ・自分の好きなものができる自由なとき
- ・自分の気持ちを相手にわかってもらえたとき



子どもの7つの権利を紹介し、だれもが「しあわせに生きる権利」をもっていることを確認します。

※点線の中は学習中に子どもたちから出たコメントです

その② 小学校 高学年の子どもたち

「みんなの意見を大切に」



学習資料「みんな輝いているかい」に掲載されている子どもの言葉の中から、「少数意見を聞いてほしい」に着目して、自分のクラス（施設など）には同じようなことがなかったか考えます。

- ・ 多数決の方が早く決まる。
- ・ でも、少数の人たちの気持ちはどうなるの？

その後「みんなの意見を大切にすること」という考えは、子どもの7つの権利のうち、どの権利に関連するか考えます。→「**参加する権利**」の意味を確認します。

「みんなの意見を大切にすること」は、どういうことか考えたことを友だちに伝えます。

- ・ 一人ひとりの意見を大切にすることは、その人を大切にすること
- ・ みんなの意見を大切にしておまもることは、みんなの安心感につながった。



その③ 中学生の子どもたち

「ダイヤモンド・ランキング 違いを認める」



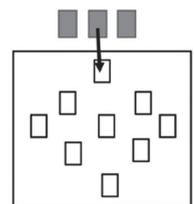
学習資料「わたしもあなたも輝いて」で子どもの7つの権利を学びます。

☆子どもの権利を34種類にした権利カードを使います。

権利カードを10枚程度選び、右図のようにもっとも大切だと思うものを上にして順番に並べます。並べた後、友だちと互いに見合ったり並べた順番の理由を伝えたりします。

最後に、学びを通して気付いたことを伝えます。

- ・ 一人ひとり大事にしたいカードは違うけれど、どれも大切な権利だと思った。
- ・ 同じ権利を選んでも、選んだ理由が違ったのがおもしろかった。



ダイヤモンド・ランキング

自分の意見を大切にしたり、友だちとの違いを認めたりすることができます。

子どもの権利学習に取り組んで —先生方のアンケートから—

「子どもの権利学習」について、取り組んだ先生方にアンケートに答えていただいています。日常生活と子どもの権利を結びつける工夫がされています。

校長先生から、全児童に向けて資料の中のパワーポイントを使ってお話をいただいた。無理なく全校児童が権利学習について考える時間をとることができて、よかった。また、校長室前に自分が大事にしたい権利にシールを貼るコーナーを校長先生が設けてくれた。それにシールをはることで、権利を少しでも身近に感じてくれた児童がいたのではないかと考えた。

各担任がそれぞれの長所を見つけ、学級だよりや帰りの会などで伝えていく。学年が上がるに伴い、他者を尊重し、違いを認め合える関係が構築できているように見受けられる。また担任やその他の教員に自分の悩みを相談できる生徒も増えている。今後とも生徒に寄り添い、話のできる関係を全職員で構築したい。

普段の生活の中でも、みんなが幸せであるためにどうするかを話してきた。それが、子どもの権利条例ともリンクしたので、話し合い活動もスムーズに行えたと思う。日頃から人権を意識しながら生活することを教員・生徒ともに心がけている。

●ご紹介している権利学習で使用している資料の一部を川崎市公式ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000075192.html>



子どもの権利を学びたい方は…

子どもの権利のことや条例について、職員が出向き、テーマに合わせてお話しさせていただきます。

- ★「子どもの権利」って例えばどんなこと？
- ★ 子どもの権利条例があると何が変わるの？

などなど、皆さんの疑問に答えながら分かりやすくお話しします。お気軽にご相談ください。



川崎市子どもの権利委員会の紹介

子どもの権利委員会は、市長の諮問に応じて、子どもに関する市の施策における子どもの権利保障状況について調査審議する市の附属機関です。

第7期子どもの権利委員会は令和元(2019)年10月から令和4(2022)年9月末まで活動し、市長からの諮問「子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方」についての答申が令和4(2022)年6月に提出され、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況について5つの提言がありましたので、ご紹介します。



答申の全文は川崎市公式ウェブサイトにて掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000141225.html>



- 提言1 子どもの参加・意見表明の機会・実情を再確認しつつ、より積極的な支援策を
- 提言2 地域の「居場所」の充実等子ども・子育て支援の推進と情報の共有促進を
- 提言3 広報や権利の学びを含め相談・救済のいっそう利用しやすくする取組の拡充を
- 提言4 子どもの権利条例を学ぶことと生かすことを一体化した、実践的な子どもの権利学習と広報活動を展開すること
- 提言5 条例の根拠に遡り、条例の根拠を明示して、各部局・各現場の職員が職務遂行すること

川崎市子どもの権利に関する行動計画について

行動計画とは？

川崎市子どもの権利に関する条例第36条に基づいて、子どもに関する市の事業の推進に当たって、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的に策定しています。

第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画

(令和2(2020)年度から令和4(2022)年度まで)

令和3(2021)年度の進捗状況を公表しました。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000118006.html>



第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画

(令和5(2023)年度から令和7(2025)年度まで)

現在新しい行動計画を策定中です。

広く市民の方の意見を取り入れるため12月頃にパブリックコメント募集予定です。



発行：川崎市こども未来局 青少年支援室
子どもの権利担当
電話 044-200-2344 FAX 044-200-3931
MAIL : 45sien@city.kawasaki.jp

川崎市 子どもの権利

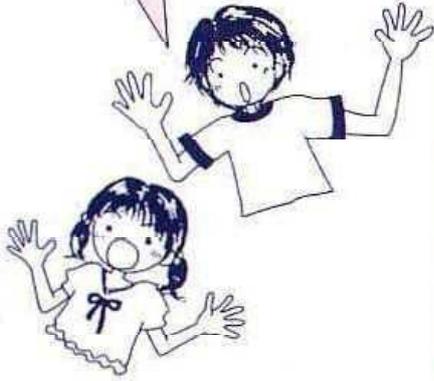
検索



その① 小学生 低学年の子どもたち



こんなこと、あるよね



母は、いろんなことに口を出しすぎる。友だちのこと
も、「今、だれとつきあっているの?」「どんな子なの?」
などとしつこい。この前も、友だちとの交換日記を勝手に
見て、「あんなことを書く子とつきあってはだめよ。」な
んて言われた。私のこと、心配しているんだっていうこ
とは、わかるけど、私にだってプライバシーはあるんだ。
すごくいやな気持ち。こんなとき、どうしたらいいの?

私は、小学校1年生から4年生までアメリカで生活したので、
日本語がまだよく理解できないところがあります。友だちの話す
テレビの話題にもついていけません。本当は自分の意見をどんど
ん言って、みんなに私のことをわかってもらいたいのになかなか
言えません。いやだなと思うことがあっても、みんなにあわせて
しまいます。本当の自分ってなんだろうと考え始めました。



家で弟とけんかしたとき、よくお母さんに「女の子なん
だから、そんな乱暴な言葉をつかうんじゃないやありません。」と
しかられます。乱暴な言葉をつかってはいけないのは、男
の子も同じなのに、どうして女の子だけがしかられるのか
疑問です。また、学校である男の子が泣いていたら、周りの
男の子たちが「男のくせに女みたいにめそめそするなよ。」
と言っていました。男の子だって泣きたい時はあるだろう
し、女みたいということはおかしいと思いませんか。

私は、友だちからの「いじめ」もあって、長い間学校を休んでいます。
学校に行こうかなと思うんですけど、何て言われるか、また仲間はずれに
ならないか、勉強についていけるか、心配なことが多くて悩んでいます。

私のクラスに、車いすの子が転校してきました。その子は「自分でできることは、自分でやります。」って元気に言って、何でもがんばってやろうと努力しています。学校にはいろいろな設備があるわけではないので、本当は困っていることもあるのかもしれないけれど、手伝ったほうがいいのかどうかわからなくて迷っています。



クラスでいろいろなことを決めるときなど、いつもすぐに多数決で決まってしまう。それも一部の強い意見を言う人の言いなりになってしまいます。私や友だちの意見はまったく聞いてもらえません。強い意見を言えば通ってしまうなんておかしいです。少数の意見も聞いてほしいな…。

わたしは、日本で生まれ育ちましたが、おじいちゃんおばあちゃんは韓国生まれです。3年生の学習で韓国の他文化共生体験をしました。みんなも文字を覚えたり、韓国の洋服を着たりしてとても楽しそうでした。講師の先生が「わたしは日本と韓国、2つの国があるのでダブル（2倍）のよさがあります」と話していました。わたしも2つの国があるのでうれしい気持ちもあるけど、みんなにどう思われているのが少し不安です。



ルールや決まりごとはちゃんと分かっているのに、長い時間、いすにじっと座っていることが苦手なんです。つい、いすをがたがたさせたり、鉛筆をいじってしまったりします。そんなときに、隣に座っている友だちに注意をされると、カッとして大きな声でどなってしまうこともあります。本当は、みんなと一緒に勉強したいのに、どうしてもじっとしていることができません。

第2章

人間としての大切な子どもの権利



川崎の子どもにとって大切な権利を、大きく7つにまとめたものです。権利カードを7つに分けてみましょう。

1 安心して生きる権利

子どもは、愛情をもって育てられ、あらゆる差別や暴力を受けず、平和と安全な環境のもとで生活することができます。

2 ありのままの自分である権利

子どもは、個性や違いが認められ、人として大切にされるとともに、秘密が守られ安心して暮らせる場所で自分を休ませることが出来ます。また、「子どもだから」という理由で差別を受けません。

3 自分を守り、守られる権利

子どもは、自分の権利を守るために、危険な場から逃れたり、相談したり、意見を言うことができます。自分で自分を守れない場合は大人や社会から守られます。

子どもは、遊んだり、学んだり、いろいろなことに参加して、豊かに成長します。そのような活動を通して、力づけられ自信をもち、自分を豊かにすることができます。

4 自分を豊かにし力づけられる権利

5 自分で決める権利

子どもは、自分に必要な情報を得たり助言や支援を受けたりして、自分のことを年齢と成長にあわせて決めることができます。

子どもは、自分を表現したり、自分の意見や考えを表したり、社会に参加したりすることができます。そして、そのような活動に対して支援を受けることができます。

6 参加する権利

7 個別の必要に応じて支援を受ける権利

子どもは、国籍や民族、宗教の違い、性別、障がい、家庭状況などを理由として差別及び不利益を受けることはありません。また、障がいのある子どもや外国人の子どもは、自分らしく生き、社会への積極的な参加ができるように、その子どもにあわせた支援を受けることができます。

その③ 中学生の子どもたち

別冊

「子どもの権利学習」資料（2020年版）

《権利カード》 川崎市子どもの権利に関する条例の第2章「人間として大切な子どもの権利」

1 安心して生きる権利	(1) 命が守られ、尊重されます。	
	(2) 愛情と理解をもって育てられます。	
	(3) どんな差別も受けません。	
	(4) 心や体への暴力を受けたり、放っておかれたりしません。	
	(5) いつも健康でいられるように、病気になったときやけがをしたときには、治療を受けることができます。	
	(6) 平和と安全な環境のもとで生活できます。	
2 ありのままの自分でいる権利	(1) 個性やほかのひととの違いが認められ、人として大切にされます。	
	(2) 自分で考えたり、何かを信じたりすることは自由です。	
	(3) 秘密は守られます。	
	(4) 自分についての情報が知らないうちに調べられたり、使われたりしません。	
	(5) 「子どもだから」という理由で、差別は受けません。	
	(6) 安心できる場所で、休むことができます。	
3 自分を守られる権利	(1) あらゆる権利の侵害から逃れることができます。	
	(2) 自分が成長することをじゃまされず、守ってもらえます。	
	(3) 自由に意見が言える雰囲気の中で、相談することができます。	
	(4) 自分の将来にかかわることについて、ほかの人が決めるときには、自分の意見が尊重されます。	
	(5) 自分が傷ついたときに、安心できる雰囲気の中で、元気をとりもどすことができます。	
4 自分を豊かにし、力づけられる権利	(1) ゆっくり自由に遊ぶ時間をもつことができます。	
	(2) 自分を豊かにするために、学ぶことができます。	
	(3) 本を読んだり、絵をかいいたり、音楽や映画を楽しんだりすることができます。	
	(4) 自分に役立つ情報を得ることができます。	
	(5) いきいきと幸せに生きることができます。	
5 自分で決める権利	(1) 自分にかかわることを年齢と成長にあわせて決めることができます。	
	(2) 自分にかかわることを決めるときには、支援を受けることができます。	
	(3) 自分にかかわることを決めるために、必要な情報を得ることができます。	
6 参加する権利	(1) 自分の思いを自由に表現することができます。	
	(2) 自分の意見を言い、その意見が尊重されます。	
	(3) 仲間をつくり、仲間と活動することができます。	
	(4) さまざまな場に参加できます。参加するときには、支援を受けることができます。	
7 支援を受けられる権利	(1) 国籍や民族、宗教の違い、性別や障がいなどを理由として、差別を受けることはありません。	
	(2) 外国人や障がいのある子どもたちなどの違いが認められ、尊重される中でともに生きることができます。	
	(3) 障がいのある子どもが自分らしく生き、社会に積極的に参加できます。	
	(4) 外国人の子どもが自分の文化を大切にして、学習したり表現したりすることが尊重されます。	
	(5) 子どもが置かれてる状況に応じて、その子どもにあわせた支援を受けることができます。	

いのち まも 命が守られ、
そんちよう 尊重されま
す。

※ 尊重 = 価値を認めて大
切にすること

あいじよう りかい 愛情と理解をもつてそが
育て
られます。



どんなさべつ 差別も受けません。

※ 差別 = ばかにされたり、
なかまはずれにされたり、
いじめられたりすること

こころ からだ 暴力を受けたり、
ほうりよく う 放っておかれたりし
ません。



けんこう 健康でいられるよ
うに、びょうき 病気になったとき
やけがをしたときには、
ちりよう う 治療を受けることができます。

へいわ あんぜん かんぎよう 平和と安全な環境のもと
で生活できます。



こ ざい 個性やほかのひととのちが
いが認められ、ひととして大
切にされます。

じ ぶん かんが 自分で考えたり、なに
を信じたりすることはじゆう
です。

ひみつ まも 秘密は守られます。

じ ぶん 自分についてのじょうほう し
知らないうちにしらべられたり、
つか 使われたりしません。

こ 「子どもだから」というり
由で、さべつ 差別は受けません。

あんしん 安心できる場所、やす
む
ことができます。



あらゆる権利の侵害から逃れることができます。

※権利の侵害=自分がいやなことをされて、傷つくこと



自分が成長することをじゃまされず、守ってもらえます。

自由に意見が言える雰囲気の中で、相談することができます。



自分の将来にかかわることについて、ほかの人が決めるときには、自分の意見が尊重されます。

自分が傷ついたときに、安心できる雰囲気の中で、元気をとりもどすことができます。

ゆっくり自由に遊ぶ時間をもつことができます。



自分を豊かにするために、学ぶことができます。

本を読んだり、絵をかいたり、音楽や映画を楽しんだりすることができます。

自分に役立つ情報を得ることができます。



いきいきと幸せに生きることができます。

自分にかかわることを年齢と成長にあわせて決めることができます。

自分にかかわることを決めるときには、支援を受けることができます。



※支援=力を貸して助けること

- ・ ^{じぶん}自分にかかわることを決^めめるために、^{じつよう}必要な^{じょうほう}情報^えを得ることができる^{こと}ができます。

^{じぶん}自分の^{おも}思いを^{じゆう}自由に^{ひょうげん}表現^しすることができます。

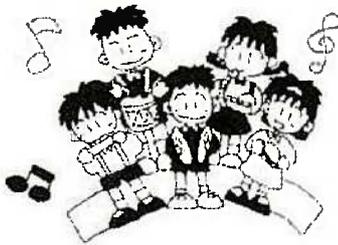
^{じぶん}自分の^{いけん}意見を^い言い、その^{いけん}意見^{そんちよう}が尊重^さ尊重^れされます。



^{なかま}仲間をつくり、^{なかま}仲間と^{かつ}活動^{どう}することができます。

さまざまな^ば場^{でんか}に参加^でできます。参加^{さんか}するときには、^{しえん}支援^うを受ける^{こと}ができます。

^{こくせき}国籍^{みんぞく}や^{しゅうせう}民族^{ちが}、^{しゅうせう}宗教^{ちが}の違い^{ちが}、^{せいべつ}性別^{しじょう}や^{りゆう}障がい^{りゆう}などを理由^{りゆう}として、^{さべつ}差別^うを受ける^{こと}とはありません。



^{がいこくじん}外国人^{しじょう}や^こ障がい^このある^こ子ども^こたち^こなどの^{ちが}違い^{ちが}が^{みと}認め^められ、^{そんちよう}尊重^{そんちよう}される^{なか}中で^いともに^い生き^{こと}ることができます。

^{しじょう}障がい^このある^こ子ども^こが^{じぶん}自分^いらしく^い生き、^{しゃかい}社会^{せつぎよくて}に^{せんか}積極^{せんか}的に^{さんか}参加^{さんか}できます。

^{がいこくじん}外国人^この^こ子ども^こが^{じぶん}自分^{ぶんか}の^{たいせつ}文化^{たいせつ}を^{がくしゅう}大切^{がくしゅう}にして、^{ひょうげん}学習^{ひょうげん}したり^{そんちよう}表現^{そんちよう}したり^{そんちよう}することが^{そんちよう}尊重^{そんちよう}されます。

^こ子ども^こが^お置^おかれて^おいる^{じょうきよう}状況^{じょうきよう}に^お応^おじて、^こその^こ子ども^こにも^{しえん}あ^{しえん}わ^うせた^う支援^うを受け^{こと}ることができます。